

第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	はり・きゅう・マッサージ施術助成事業
-----	--------------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	鳥取市高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業実施要綱		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	実施(補助)期間 自 継続 ~ 至

担当部	福祉保健部	担当課	保険年金課
担当係	後期高齢者医療係	内線	4391 課 35030
関係課			

総合計画			
基本計画	章	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり	
	節	第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり	
	細節	第1 地域福祉と社会保障の充実	
	施策	国民健康保険の健全運営	該当ページ 103ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規	継続	施策 22-01-02

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度 事業内容	平成20年度 事業内容	平成21年度 事業内容	平成22年度 事業内容	備考	注意事項
高齢者の健康増進を図る。	はり・きゅう・マッサージ施術費の助成 (老人医療対象者で所得税及び住民税非課税者に対して、1回1,000円(年12回を限度))	はり・きゅう・マッサージ施術費の助成 (所得税及び市民税が非課税で、70歳以上の者または65歳以上で後期高齢者医療制度の被保険者に対して、1回1,000円(年12回を限度))	はり・きゅう・マッサージ施術費の助成 (所得税及び市民税が非課税で、70歳以上の者または65歳以上で後期高齢者医療制度の被保険者に対して、1回1,000円(年12回を限度))	はり・きゅう・マッサージ施術費の助成 (所得税及び市民税が非課税で、70歳以上の者または65歳以上で後期高齢者医療制度の被保険者に対して、1回1,000円(年12回を限度))		(注1) 事業内容は、緊急性、地域の実情、効果、熟度、有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。 (注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。
はり・きゅう・マッサージ施術費の助成 (所得税及び市民税非課税者)						
事業の対象者(交付先)	所得税及び市民税が非課税で、70歳以上の者または65歳以上で後期高齢者医療制度の被保険者					
事業費(百万円)	H19決算額	H20予算額	H21予算要求 予定額	H22予算要求 予定額	H20~H22合計	
百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	4	5	5	5	15	
財源内訳(イット)	一般財源	4	5	5	5	15
	国庫支出金					
	県支出金					
	起債()					
	その他()					
目標値	活動の指標(アウト)	対象者数(人)	32,900人	32,000人	32,000人	
	効果(アウト)	発行人数	1,089人	600人	600人	
特記事項	対象者を所得税非課税者から所得税及び住民税非課税者に見直し					